

## 高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第24条の規定に基づき、高知県産学官連携産業創出支援事業（以下「産業創出支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業とは、交付要綱別表第1に定めるとおりとする。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者とは、交付要綱別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第6条第1項に定める別記第1号様式の補助金交付申請書及び添付資料を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、代表申請機関が行うこと。

3 補助金交付申請書には、次の各号に定める書類を添付すること。

（1）交付要綱別記第1号様式別紙1の補助事業計画書

（2）会社パンフレット

（3）定款又は登記事項証明書

（4）直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）

（5）積算根拠資料（見積書かそれに代わる書類）

（6）令和4年度高知県入札参加資格者名簿の写し、本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可）及び本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

（7）（1）から（6）までに掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

4 前項の添付書類は、補助事業者を構成する全組織のものとする。ただし、大学等については（2）から（4）及び（6）は不要とする。

5 当該補助事業実施2年目以降の補助事業者については、第3項の（2）から（4）の書類の内、前年度以前に提出済みで内容に変更のない書類は提出不要とする。

6 第3項の（7）に定める、「知事が必要と認める書類」は次の各号のとおりとする。

（1）別記第1号様式による、代表申請機関を除く補助事業者の構成組織の委任状。

（2）別記第2号様式による、補助金振込口座登録申請書。ただし、当該補助事業実施2年目以降は、前年度の登録内容と変更ない場合は提出不要。

（3）労務費計上を行う場合、別記第3号様式による補助事業従事者一覧表及びその添付書類。

（4）その他、必要に応じて知事から指示があったもの。

#### (補助事業の期間)

第5条 補助事業の実施期間は、10月1日又は補助金交付決定の日のいずれか遅い日（以下「補助事業開始日」という。）から翌年度の9月30日までとする。

2 補助事業の継続の申請を行う場合は、補助事業開始日から起算して次に掲げる期日までを最長とする。なお、各年度の事業終了前に補助事業の遂行状況等を審査した上で、引き続き補助金交付の対象とするかを決定することとする。

- (1) 実用化研究型 3年後の日を含む年度の9月30日まで
- (2) 事業化研究型 2年後の日を含む年度の9月30日まで

#### (補助事業の実施)

第6条 補助事業の内容の決定、変更及び経費の支出に当たっては、組織内の決議、稟議等により、意思決定の経過を明確にしなければならない。また、重要な事項を決定する場合は、記録を残さなければならない。

#### (補助事業の経理)

第7条 補助事業者は、当該補助事業の執行にあたり、必要とする経費及び価格の妥当性を考慮しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る専用の通帳の作成や収支を記載した帳簿（補助簿）を備える等、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、その証拠書類（見積書、発注書、納品書、請求書、支払を証明する書類等）を整理して保管しなければならない。

#### (経理処理上の留意事項)

第8条 補助事業の実施に係る経理の処理について、次に掲げる事項に注意しなければならない。

##### (1) 補助対象経費

ア 補助対象経費は、交付要綱別記第1号様式による補助金交付申請書又は交付要綱別記第3号様式による計画変更承認申請書に記載され、交付決定された経費に限ること。また、当該補助事業に要した経費は、別記第4号様式及び第5号様式の経費区分別明細書にて整理をすること。

イ 当該補助事業の実施に直接必要なものであることとし、他の研究等でも利用できる汎用性の高いもの又は生産設備に転用可能なものは対象外とする。ただし、理由を付して購入等によらなければ円滑な研究の実施が困難である旨の申し立てがあった場合は、審査会等での判断により認める場合がある。

ウ 原則として、補助事業期間内に、契約、発注、納品、検収、支払まで完了したものを補助対象経費とする。ただし、賃金規程により支払が翌月となる人件費等、補助事業期間内に債務が確定しており、支払日のみが補助事業期間を超えたものはこの限りでない。

##### (2) 証拠書類の整理方法

補助事業に要した経費に係る、別記第4号様式及び第5号様式の経費区分別明細書、仕様書、見積書、発注書、納品書、請求書、支払伝票、領収書及び振込依頼書控等の根拠書類は、交付要綱別表第1に定める費目別に整理し、補助事業終了後5年間保管すること。その他、費目ご

とに次の書類を整理すること。

ア 機械装置費

カタログ、設計図、選定理由書、部品明細、納品時の写真、設置状況が分かる写真、固定資産台帳や仕訳帳の写し（減価償却費計上の場合）

イ 直接人件費

補助事業従事者一覧表の写し、業務日誌、雇用契約書の写し、就業規則及び給与規程の写し、営業日カレンダー、補助事業期間中の給与の支払証拠書類、勤務時間の証明書類

ウ 謝金

指導、助言等を依頼した書類、指導、助言等の内容が分かる書類

エ 旅費

旅費規程又は稟議書等組織内の意思決定書類、出張報告書等出張目的や出張内容を確認できる書類、各種の領収書、航空機搭乗券の半券等

オ 委託費

委託契約書、委託業務の実績を報告する書類、決算時の経費明細（当該補助事業の交付申請書経費明細表に準じたもの）

カ その他諸経費

会議費に係る社内規程又は稟議書等組織内の意思決定書類、議事録、出席名簿、通信運搬費に係る記録簿、その他必要となる証明書類

(3) 経費の支払先の決定

ア 経費の支払先の決定及び契約の方法は、原則として県の取扱いに準じて行うこと。ただし、補助事業者の内部規程に拠る場合等、県の取扱いに拠りがたい場合は事前に県に協議すること。

イ 可能な限り県内事業者への発注となるよう配慮すること。

(4) 経費の支払方法

ア 支払状況を明確にするため、当該補助事業の対象となるもの以外の支払との混合払は、原則行わないこと。

イ 支払方法は、銀行振込を原則とする。現金、クレジットカード、手形の裏書譲渡及び他の取引との相殺による支払いは、特段の事情がない限り行わないこと。また、手形による支払いの場合は、補助事業完了までに決済されなければならない。

ウ 銀行振込の際は、銀行の受領書（振込依頼書控え）を必ず受け取り、伝票類と一緒に保管しなければならない。

(費目別の注意事項)

第9条 補助事業者は、計画的な補助事業の遂行を図るため、当該補助事業の実施に係る経費支出の費目別について、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 機械装置費

ア 取得価格が10万円（消費税込）以上で、かつ、性質・形状を変えることなく、1年以上の使用・保存に耐えうるものに限る。

イ 補助事業により取得した機械装置等は、交付要綱別記第10号様式による取得財産等管理

台帳を作成し、善良な管理者の注意をもって管理すること。

ウ 複数のパートを組み合わせて「一式」とする場合、合計額が10万円（消費税込）以上のものは機械装置費として計上すること。また、その内訳表を作成すること。

エ 製作過程での知見の取得や耐久試験等を目的に試作する装置等で、完成後1年未満で廃棄するようなものは、消耗品として原材料費に計上すること。

オ 単体で機能するソフトウェアで、CD-ROM等の記録媒体に記録されているものを購入する場合、取得価格が10万円以上のものは機械装置費に計上すること。

カ 機械装置類に組み込まれ、又は附属し、一体として機能するソフトウェアは、機械装置費に計上すること。

キ 当該補助事業により取得した物件であることを明確にするため、使用時に視認できる場所に不滅インク等でその旨を明示すること。

ク 補助事業者が所有する機械装置等を借用する場合は、当該補助事業での利用と他業務での利用を明確に区別できる場合に限り対象とする。また、補助事業者の利益が含まれる場合は、利益部分は対象外とし、経費計上に際しては、以下の根拠書類を整えること。

- ・当該補助事業と他業務の利用時間を区別していることを証明する書類（設備利用簿等）
- ・設備の使用単価を定めた利用規程（使用単価の算出根拠も必要）
- ・経費の支払い（組織内の振り替え含む）を証明する書類

ケ 保守とは、定期点検や日常のメンテナンスなど機能の維持管理を行うことを指し、当該補助事業で取得した機械装置や設備等に要する経費に限る。

コ 改良とは、機能追加や耐久性向上等の付加価値を付けることを指し、原則として、当該補助事業で取得した機械装置や設備等に要する経費に限る。ただし、当該補助事業のみに使用するために補助事業者が所有する機械装置や設備等の改良を行う場合は、その目的や改良内容又は事業終了後の取扱い等の妥当性が認められるものに限り、審査会等での判断により認める場合がある。

サ 修繕とは、現状の回復を行う事を指し、当該補助事業で取得した機械装置や設備等や上記の「コ」で認められた改良後の機械装置や設備等に要する経費に限る。ただし、使用者の過失等が原因の場合は対象外とする。

## （2）減価償却費

ア 機械装置等のうち、「開発研究資産」の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表」に掲ること。

イ 減価償却費の算出方法は定額法又は定率法のうち補助事業者が採用している方式とする。

## （3）労務費（直接人件費）

ア 交付要綱別記第1号様式の別紙1「補助事業計画書」及び実施要領別記第3号様式「補助事業従事者一覧表」に記載する研究開発者、又は研究開発を遂行するために各組織の給与規定等に基づいて雇用された研究補助者が、当該補助事業に直接携わった時間に要する経費を対象とする。

イ 国等からの資金（交付金・補助金等）による人件費措置の対象者であって、当該資金に対する人件費の置き換えが認められていない場合や、国等からの資金による人件費と重複

していないことを明確に示すことができない場合は対象外とする。

ウ 労務費の計上については、別紙1を参照すること。

#### (4) 謝金

ア 特定の専門家等に指導・助言等を依頼する場合、依頼に関する具体的な内容、謝金の単価、期間、出席回数等を稟議書等の書面により決定すること。また、指導・助言等を受ける前に、書面等による依頼・承諾の手続きを行うこと。

イ 指導・助言等を受けた後は、会議録や指導記録（開催日時、出席者、内容等）等を作成すること。

ウ 専門家等への謝金は源泉徴収を行い、所轄税務署への納付は補助事業者において行うとともに、証拠書類を整理・保管すること。

#### (5) 旅費

ア (3) のアに示す研究開発者又は研究補助者、あるいは当該補助事業に係る指導・助言等を受けるために招へいした専門家の旅費を対象とする。

イ 旅費は、当該補助事業の用務に係る出発から帰着までの交通費・宿泊費等を対象とし、各組織の旅費規程等により算出した額を対象とする。

ウ 出張目的が当該補助事業以外の用務（例えば営業活動等）と連続又は重複する場合は、全経費を所要日数や時間等で按分し、算出した額を対象とする。

エ 移動手段は、原則、公共交通機関を利用することとし、使用する交通機関の妥当性や宿泊の必要性を十分考慮すること。なお、グリーン料金やスーパーシート等の特別席料金は対象外とする。

オ タクシ一代、レンタカ一代及び日当は各組織の旅費規程等の定めに従って対象とする。

カ 高速道路等の有料道路料金は、補助事業にかかる用務のみに利用されていることが明らかな場合に限り対象とすること。

キ 自家用車等の利用に係るガソリン代は対象としないこと。

ク 回数券を使用する場合、使い切れずに余ったものは対象外とする。

#### (6) 原材料費

ア 補助事業の開始前から所有していたもの（在庫品）は対象外とする。

イ 購入したものが使い切れずに余ったものは対象外とする。交付要綱別記第1号様式の別紙1「補助事業計画書」に基づき、計画的に購入するとともに、補助期間終了間際の購入には十分注意すること。

ウ 補助対象となった原材料については受払簿を作成し、入庫・出庫・在庫等の状況を適正に管理するとともに、関連する伝票等を整理及び保管をすること。

#### (7) 委託費

ア 委託契約の締結日は、当該補助事業の交付決定日以降とすること。また、委託期間は当該補助事業の交付期間内とすること。

イ 委託元となる当該補助金の補助事業者は、委託先の検査を実施すること。

ウ 委託先の行為については、その委託元となる当該補助金の補助事業者が全ての責任を負うこと。

#### (8) 会議費

- ア 外部の有識者を招いて知見を得るもの等、当該補助事業の遂行に直接必要な会議の開催に要した経費を対象とする。
- イ 懇親会費、補助事業者内の会議に要する経費は対象外とする。
- ウ 会議に要する謝金及び旅費については、補助事業者の社内規程等により算出した額とすること。
- エ 食事代及び茶菓代等は、該当する会議の内容及びその時間帯に開催する必要性等を明確に説明できる場合に限り対象とする。

(9) 印刷製本費

- ア 当該補助事業に直接必要であることが証明できるものに限り対象とする。
- イ 必要部数を十分検討し、補助事業の終了時に余りが発生した場合は、その分は対象外とする。
- ウ 証拠書類として配付先や配付部数等の記録を作成するとともに、成果品を保管すること。

(10) 通信運搬費

- ア 通信先及び通信した内容が、当該補助事業に直接必要であると特定できるものを対象とし、郵送先・郵送物等を明記した管理簿を作成して整理すること。
- イ 切手などをまとめ買いをするものは受払簿を作成し、その使用目的や使用量等を詳細に記録すること。

(11) 光熱水費

- ア 当該補助事業の実施に直接使用する経費のみ対象とする。
- イ 補助事業実施場所ごとに専用のメーターを装備している場合のみ対象とする。使用量は専用メーターによること。

(12) その他諸経費（通訳料、展示会等出展料、資料購入費等）

その他、当該補助事業に直接使用されたものであると説明・証明できるものに限り補助の対象とするが、対象とすることの是非や経費の計上方法については、都度、県に確認すること。

(13) 一般管理費

大学等に限り、直接経費（機械装置費、労務費、事業費の合計額）の10パーセントを上限として計上することができるることとする。

(14) その他対象外経費の例

- ア 生産・販売等営利活動に要する経費。
- イ 補助事業に係る経理事務に要する経費（従事者的人件費や諸経費）。
- ウ 学会登録料。
- エ 一般的な講習会等への参加料。
- オ 県との事務的な打ち合わせに係る経費。
- カ 補助事業実施期間中に県が行うヒアリングや調査への協力に要する費用、次年度への継続審査会への参加に要する費用。
- キ 振込手数料（相手先負担の場合を含む。）、公課費、行政手続きに係る手数料や給水負担金など公課費に準ずる経費。

#### (補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、交付要綱第10条第1項から第3項までの規定により、補助事業の変更、中止、廃止及び他社への承継を行う場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者を構成する組織の名称、所在地、代表者等に変更があった場合、第6号様式で届け出ること。

3 参加する研究開発者を変更するときには、第6号様式に理由を記載し、変更後の交付要綱第1号様式の別紙1の4による参加する研究開発者一覧及び別記第3号様式による補助事業従事者一欄表及びその添付書類を添えて届け出ること。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、交付要綱第12条第1項の規定により、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、交付要綱別記第6号様式の実績報告書を提出しなければならない。実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 交付要綱第15条に規定する取得財産等管理台帳（交付要綱別記第10号様式）
- (2) 別記第4号様式及び第5号様式の経費区分別明細書及びその添付書類
- (3) (2) の他、写真等実績報告書の参考となる書類

#### (財産の処分の制限)

第12条 交付要綱第16条第1項の規定による処分において、補助事業者が、補助事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）場合、交付要綱別記第11号様式による財産処分承認申請書及び別記第7号様式による誓約書を知事に提出し、その承認を受けたときは、交付要綱第16条第2項の規定による当該転用に係る収入の納付が免除されるものとする。

#### (事業成果の報告)

第13条 交付要綱第19条による実施状況報告書は、補助事業者毎に、それぞれの決算期に基づき定める提出期限までに提出するものとする。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この要領は、平成29年5月8日から施行する。

##### (失効期限等)

2 この要領は、令和9年12月31日に限り、その効力を失う。ただし、第8条、第12条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

#### 附則

この要領は、平成30年3月14日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和2年5月14日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和2年6月10日以降に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業について適用し、同日前に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和4年4月1日以降に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業について適用し、同日前に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。

## 労務費の計上に関する注意事項

### 1 対象となる経費

補助事業者に所属する研究開発者又研究補助者（研究開発を補助するために雇用された者）であつて、別記第3号様式による「補助事業従事者一覧表」に記載されている者が、当該補助事業に直接携わった時間に要する経費を対象とする。

なお、国、県又はその他の法人等からの資金（交付金・補助金等）による人件費の対象者であつて、当該資金との置き換えが認められていない場合や、国等からの資金による人件費と重複していないことを明確に示すことができない場合は対象外とする。

＜対象とするもの＞

基本給

### 2 計上方法

#### （1）補助事業従事時間の算出

直接人件費＝「当該補助事業に従事した時間」×「時間給額」とする。

時間給額は、下記の式により算出するものとする。

- ・時給制：当該時給をもって「時間給額」とする。
- ・日給制：日給額を1日あたりの所定労働時間で除した単価を「時間給額」とする。
- ・月給制：年間基本給を年間所定労働時間で除した単価を時間給額とする。なお、年間基本給は10月から翌年9月までの基本給の合計金額とする。
- ・年俸制：年俸額を年間所定労働時間で除した単価を時間給額とする。

年間所定労働時間は、下記の式により算出するものとする。

年間所定労働時間＝就業規則等に定める1日あたりの所定労働時間×年間営業日数

なお、年間とは、10月から翌年9月までの1年間とする。

当該補助事業に従事した時間は、業務日誌を基に算出する。「1日あたりの所定労働時間」「時間給額」「日給額」「年俸」は、雇用契約書等で確認する。

対象外時間：有給休暇の時間、昼休み等休憩時間、高知県との打ち合わせ、補助金申請作業（書類作成等）及び経理作業等の時間、当該補助事業と直接関係のない研修及び訓練への参加、その他当該補助事業以外の業務に従事した時間

### 3 労務費計上にあたり整理が必要な書類

	書類概要	様式番号
1	補助事業従事者一覧表 ※交付申請時に提出し、写しを他の証拠書類と共に保管すること。 ※補助事業期間中に変更を行う場合、届け出ると共に写しを保管すること。	第3号
2	業務日誌 ※対象者本人が作業内容を詳細に記したものと、責任者が確認すること。	第5号添付様式1 ※既存様式可
3	雇用契約書	任意様式
4	就業規則及び給与規程	任意様式
5	営業日カレンダー ※10月から翌年9月までの営業日が分かるもの。時給制及び日給制の場合は不要。	任意様式
6	補助事業期間中の給与に係る支払証拠書類 ※銀行振込受領書や本人の領収確認印入りの書類等。	任意様式
7	勤務時間の証明書類 ※タイムカードや出勤簿等。	任意様式

別記

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

## 委任状

高知県知事様

委任者

住所（郵便番号及び本社所在地）

組織名（名称）

役職氏名

印

（生年月日：）

電話番号

私は、〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇を代理人と定め、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、下記の権限を委任します。

交付申請日翌々年の3月末日とすること。  
（例）令和6年3月31日

交付申請より前の日付と  
すること。（例）令和4年  
9月5日

- 1 年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金について、高知県知事への交付申請に関する件
- 2 1の補助金の請求並びに受領に関する件
- 3 その他、1の補助金に係る事務に関する一切の件

第2号様式（第4条関係）

年　月　日

振込口座登録申請書

高知県知事 様

代表申請機関名

所在地

代表者名

年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金に係る振込口座の登録を下記のとおり申請します。

記

1. 振込口座

銀行名：

支店名：

預金種別：

口座番号：

口座名義（漢字）：

口座名義（カナ）：

第3号様式（第4条関係）

補助事業従事者一覧表（年度）

番号	氏名	所属	区分	担当業務	他の委託事業・補助事業への従事の有無
1					
2					
3					
4					
5					

※ 区分欄には、下から該当するものを入力してください。労務費を計上しない研究者の記入は不要です。

●：労務費を計上する研究開発者

▲：労務費を計上する研究補助者（学生アルバイト含む）

## 第4号様式（第8条関係）

## 経費区分別明細書（労務費を除く）

事業計画名				組織名			
経費区分		種別(費目)		交付決定補助金額			

(単位：円)

通番	品名等	契約・発注先	契約日 発注日	検収日	支払日	消費税抜 額	消費税込 額
○月 小計							
○月 小計							
○月 小計							
合計							

補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金の額	
------------	--	--------	--	-------	--

- (注) 1 補助金交付要綱別表第1の種別(費目)別に作成してください。
- 2 根拠書類(見積書、仕様書、契約書、発注書、納品書、請求書、支払証明書等の写し等)の右上に管理No.を記入し、順番に整理してください。
- 3 課税事業者については「補助対象経費」欄に消費税が含まれていないことを確認してください。
- 4 支払日順に記載し、支払月毎に小計をしてください。

## 第5号様式（第8条関係）

## 経費区分別明細書（労務費用）

事業計画名		組織名												
交付決定額		補助対象経費					補助金額							

(単位：円)

給与形態	役職・氏名		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	備考
1 時給制		時間給 (a)														
		本事業従事時間 (b)														
		補助対象額(a) × (b)														
2 日給制		時間給 (a)														
		本事業従事時間 (b)														
		補助対象額(a) × (b)														
3 月給制		基本給														
		営業日数														
		時間給 (a)														
		本事業従事時間 (b)														
		補助対象額(a) × (b)														
4 年俸制		営業日数														
		時間給 (a)														
		本事業従事時間 (b)														
		補助対象額(a) × (b)														
補助対象経費合計																

※ 根拠書類の右上に管理No.を記入し、順番に整理して当該明細書と突き合わせができる状態にしてください。

※ 研究開発者又は研究補助者等の給与形態に応じて、適宜、書き換えてください。

※ 備考欄に、「1日あたりの所定労働時間」を記入してください。

※ 時間給等の計算方法は、実施要領別紙1をご確認ください。

※ 添付書類：業務日誌（第5号添付様式1）

## 第5号添付様式1

## 業務日誌

事業計画名					県の他の委託・補助事業への従事		有 無	
組織名					部署名・氏名			
月	勤務時間 (24:00)			除外時間	従事時間	具体的な研究内容・作業内容		責任者印
日 曜日	開始時刻	終了時刻	時間数			※独自の休日がある場合は、「休日」と記載		
1			0:00					
2			0:00					
3			0:00					
4			0:00					
5			0:00					
6			0:00					
7			0:00					
8			0:00					
9			0:00					
10			0:00					
11			0:00					
12			0:00					
13			0:00					
14			0:00					
15			0:00					
16			0:00					
17			0:00					
18			0:00					
19			0:00					
20			0:00					
21			0:00					
22			0:00					
23			0:00					
24			0:00					
25			0:00					
26			0:00					
27			0:00					
28			0:00					
29			0:00					
30			0:00					
31			0:00					
合計								

第6号様式（第11条関係）

年　月　日

高知県知事様

申請者　住所（郵便番号及び本社所在地）  
名称  
代表者（役職及び氏名）

年度高知県产学研官連携産業創出事業費補助金変更届

年　月　日付け高知県指令　　第　号で補助金の交付の決定通知のありました補助事業について下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 事業計画名

※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。

2 変更の理由及び内容

※変更の理由及び内容を記入してください。

例：交付申請時に未定であった補助事業従業者が決定したため、従業者一覧を追加するもの。

詳細は、別紙（実施要領第3号様式）のとおり。

第7号様式（第12条関係）

年　月　日

誓 約 書

高知県知事 様

住所（郵便番号及び本社所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）印

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するための取得財産の処分申請書を提出するに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

なお、これに違反し、又は相違のあった場合は、当該申請に係る承認の無効、補助金の返納等の処置をとられても、一切の異議の申立てをしません。

記

- 1 高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金により取得した財産は、当該補助事業等の成果を活用して実施する事業にのみ転用します。
- 2 高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金交付要綱第16条第1項に定める期間中に当該財産を再度処分する場合は、再申請を行います。